

・ 欧州を中心とした金属関連環境規制等の動向

ロンドン事務所
金属代表 嘉村 潤

欧州を中心とした金属関連の環境規制等の動向について、国際鉛垂鉛研究会の経済環境委員会(2004年4月26日、於：英国・ロンドン)、国際銅研究会の環境経済委員会(2004年5月18日、於：ポルトガル・リスボン)において関連する報告等が行われたので、その内容を整理し、金属産業に影響を与える環境規制等の最新動向を報告する。

国際鉛垂鉛研究会の経済環境委員会では、鉛を中心に、最近、鉛・垂鉛の使用自体を規制する動きが見られることから、EUを中心とした物質使用規制の動きやリスクアセスメントについての報告が行われた。特にEUにおける化学物質規制法案(REACH)を代表に、このような広範かつ予防的な規制の動きは、今後、世界各国の同様の規制に大きな影響があるものと認識されており、金属産業の需要に決定的な影響を与える可能性があるものとして、今後ともその動向が注目される。

一方、国際銅研究会の環境経済委員会では、主要な需要先である自動車、電気・電子製品といった用途先のリサイクルに関する動きの報告が多く、欧州のみならず、米国や日本、中国といった国の動向も報告された。リサイクル規制等の今後の金属需給に与える影響が、かなり重要であるとの認識は、すでに十分共有されており、主要な市場である米国、欧州、アジアでリサイクル規制が本格化している現状を踏まえると、今後はこれらの影響を定量的に把握することが課題となってきた。

以下、規制等の事項ごとに、報告された内容を概説する。

1. 金属関連の環境規制等の動向

(1) 欧州地域に係る規制等の動向

EU 化学物質規制法案(REACH)

国際鉛垂鉛研究会事務局のBurrell氏から、同研究会経済環境委員会において、幅広い産業への影響が懸念されているEU化学物質規制法案についての説明があった。

EU化学物質規制政策は、化学物質の登録、評価、アセスメントのための新システム(REACH: new system for the Registration, Evaluation and Assessments of Chemicals)を導入するとの政策であり、本システムが法律で規制されると、企業は膨大な化学物質リスク評価作業と登録申請業務が発生すると言われている。

2001年2月に、欧州委員会が発表した化学物質白書は2003年10月に法案として正式に採択され、欧州議会と理事会による共同決定手続きにより、現在、法案成立プロセスが進められている。2004年6月のEU議会総選挙を控え、当初の予定である2004年4月までの欧州議会での第一読会の完結は、不可能となった。現在の規制法案は、ポリマーが免除対象となったことや下流ユーザーへの負担緩和等により、当初の内容を見直したものである。

非鉄金属産業ロビー団体Eurometauxは、他の金属関係者との協力の下、採択された規則法案は、産業界への悪影響が大きいとの懸念で、欧州委員会へロビーを繰り返している。金属産業界は、主な提案として、リサイクル原料、鉱物資源、鉱石や精鉱を法案の範囲から除くことや合金の定義を明確にするよう要請している。ICMM(国際金属・鉱業評議会)は、規則法案がビジネスに与える影響と利益に関するアセスメントを求めている。化学産業はロビー活動によりポリマーを規則範囲から除外することに

成功したが、金属産業界のロビー活動に対する EC 委員会の反応は現在のところ鈍い。今後は、産業界や規則法案に反対する金属関係者は、欧州議会議員や各国政府に対してロビーしていく必要がある。

新欧州環境と健康戦略(SCALE)

国際銅研究会事務局からは、同研究会環境経済委員会において、EU の化学政策、新欧州環境と健康戦略(SCALE)について以下のような説明があった。

本戦略の目的は、環境汚染物質と健康の間の知識ギャップを埋めることで環境要因による疾病を減らすことである。2004～2010年(ファースト・サークル)は、子供たちと重金属を含む優先汚染物質に焦点を当て、欧州全域での環境と健康のモニタリング・システムの基礎を提供することを目指している。本年3月、欧州委員会は、本戦略に関する2004～2010年(ファースト・サークル)の行動計画のドラフトを関係者と協議、6月にブタペストにおいて開催される「我々の子供たちの将来」と題する環境と健康に関する閣僚会議で、この行動計画が提案される。

本戦略は、最初に4つの優先疾病(児童期の呼吸関連疾病である喘息、アレルギー、神経発達障害、児童期のがん、内分泌途絶の影響)に焦点が当てられ、これらの病気は環境要因(室内外の空気の質、ダイオキシン、重金属、内分泌途絶物質、電磁波域、都市環境)に関係していると見られている。短期的には、SCALE は、子供特有の安全要因を満たすための手段やリスク・アセスメント方法論を提供し、長期的には、予防原則の大規模な適用の結果として、より厳しい規制や物質使用禁止をもたらす。この第一段階での金属の優先リストは未だ公表されていない。

UNECE 重金属排出制限議定書の発効

国際鉛垂鉛研究会の経済環境委員会において、国際鉛開発協会の Wilson 博士から UNECE(国連欧州経済委員会)の重金属排出制限議定書(Heavy Metals Protocol)に関する近況の報告がなされた。

1998年に制定された UNECE の重金属排出制限議定書が2003年12月に発効された。これは、人為的に排出され、広域に越境輸送され、健康または環境への影響を及ぼす可能性がある重金属の排出抑制として、BAT(Best Available Technique 最善適用技術)を適用することでその排出を削減しようとするものであり、また、水銀、鉛そしてカドミウムの3種類の重金属のそれぞれの製造過程(鉛の1次製錬、2次製錬、垂鉛の1次製錬)における排出の制限、及び上記の重金属が含まれる製品の管理を規定するものである。2004年6月から欧州において有鉛ガソリンは禁止される。

2004年に3月31日から4月1日にかけて、産業界も参加可能であった専門家会議が行われた結果、新たに対象になる金属の提案や製品管理における新たな提案はなかった。Institute for Environment Research(仏/独)によるBAT及びELV(Emission Limit Values)の見直しが行われ報告書が完成、2004年11月よりコメントを受け付け、その後同議定書は改正される予定となっている。2004年11月30日から12月3日には同議定書が発効後初めての会議が行われ、議定書の実行状況に焦点が当てられる予定である。

EU バッテリー指令

国際鉛垂鉛研究会事務局より、同研究会の経済環境委員会においてEU バッテリー指令の現状が報告された。

欧州の市場におけるバッテリーの収集とリサイクルを規制する指令法案が、2003年11月、新しい「バッテリー指令案」として、欧州委員会から提出された。欧州議会環境委員会における審議は、数か月以内に行われる予定である。

水銀、鉛、カドミウムが使用済みのバッテリーに含有される問題物質として扱われていたが、この他に垂鉛、銅、マンガン、リチウム、ニッケルも、環境への悪影響が懸念されている物質として扱われる可能性がある。新しい「バッテリー指令案」は、今

まで、収集からリサイクルに至るまで効率的に実行されていなかった全ての使用済みバッテリー(工業用も含む)の完全な収集とリサイクル(Closed-loop system)、焼却・埋め立て処分の禁止、都市固形廃棄物に含まれるニカド電池の数量監視を旨とした指令である。

産業界ロビー団体の EUROBAT は、収集及びリサイクルにかかる費用を全て製造者が負担するという義務は、大きな負担であるとの見解を示している。米国は、通信に使用される酸化鉛バッテリーの禁止に対する懸念を示している。同指令案は、欧州委員会から当初提案されたものに欧州議会が手を加えたものであるが、この新しい「バッテリー指令案」に対するロビー活動は未だに絶えない状況にある。最終指令になるまでには、指令における「電池」についての確実な定義が必要であると思われる。

EU の亜鉛リスクアセスメント

国際鉛亜鉛研究会の経済環境委員会において、国際鉛協会 の Murray 博士より EU の亜鉛リスクアセスメントについての現状報告がなされた。

1995年よりEUの「既存物質のリスクアセスメント規則」に基づいて着手された亜鉛のリスクアセスメントは、健康部門と環境部門の2つからなり、このうち、人体影響(健康部門)に関するリスクアセスメントは、2003年5月に既に完結しており、現在は出版を待つのみである。

環境部門に関しては、2004年2月9日に、本アセスメント実施担当国のオランダから、加盟国より勧告を受けた水質、堆積及び土壌に関する生物学的利用能(bioavailability)の総合調査を内容とする環境リスクアセスメント報告書(Risk Assessment Report RAR)のドラフトが提出された。

国際鉛協会 の科学アドバイザーは、オランダから提出された RAR の中の環境における亜鉛のリスク濃度(PNEC's : Predicted no effect concentration - 影響がないと予想される濃度)は、必要以上に厳しい傾向にあり、偏見と誤りが見られ、加盟国を混

乱させると考えている。

今後、産業界は EU の CSTEE(科学的生態環境委員会)へ PNEC's の設定を求め、オランダに対して地域における亜鉛のリスクに関する部分の書き直しを要請する予定である。2004年9月には OECD による RAR についての会合が予定されている。

自主的な鉛リスクアセスメント

国際鉛亜鉛研究会の経済環境委員会において、国際鉛開発協会の Wilson 博士より、自主的な鉛リスクアセスメントの現状報告がなされた。

欧州委員会では、鉛のリスクアセスメントを実施する予定はなく、リスクが科学的に評価されないまま用途が規制されている傾向にあったため、2002年1月より鉛の自主的リスクアセスメントが、産業界のイニシアチブにより着手された。2003年には第一次ドラフトが提出された。2003年11月には Environment Scientific Review Panel(環境科学評論委員団)及び Health Scientific Review Panel(健康科学評論委員団)が会議を行った。現在、論評国であるオランダによる見直しが行われている。

今後は、不足しているデータを産業界より入手し、10月までには最終報告書が完成、今年中にはリスクアセスメントが完了する見込みとなっている。

EU 廃自動車指令

国際銅研究会の環境経済委員会において、研究会事務局より EU 廃自動車指令について報告があった。

欧州委員会は、新車の使用後のリサイクル可能な割合を高めるために、EU 自動車メーカーに基準を課す技術的な指令案を提案した。提案された技術ルールには、廃部品回収の対策、部品再使用や材料リサイクルを支援するチェックリストの作成を含んでいる。また同ルールでは、自動車メーカーは、廃自動車解体やその後のリサイクル、部品の再使用のための戦略を提出しなければならないことが予見されるものとなっている。加えて、EU 廃自動車指令(2000/53/EC)の Annex の記述についての見直し準

備に関する関係者による協議が、今年の1月から開始された。

最新の使用禁止重金属から免除となる金属のリストには、多くの銅鉛合金が、使用が避けられないものとして含まれている。レビューでは、銅鉛合金は懸念されていないが、他のもの、アルミを機械加工する際の合金要素としての鉛やホイールバランスウェイトにおける鉛や鉛化合物の使用は、懸念されるものとして焦点が当てられている。

EU 廃電気・電子製品指令

国際銅研究会の環境経済委員会において、研究会事務局より、EU 廃電気・電子製品(WEEE)指令について報告があった。

EU は、EU 廃電気・電子製品指令(2002/96/EC)を修正する指令案を起草した。同指令案は、一般家庭以外のユーザーからの廃棄物コスト負担に関して、WEEE 指令を修正することを目指したものである。新製品や同じ機能をもつ製品によって置き換えられた製品から発生する「歴史的廃棄物」の場合、責任は、新製品等の製造者に移転する。加盟国は、一般家庭以外のユーザーには、一部または全部の費用負担責任を負わせるかもしれない。新製品等によって置き換えられていない製品からの廃棄物の場合には、ユーザーが費用負担責任を負うことになる。

指令案は、一読のために議会へ提出された。加えて、WEEE 指令の加盟国による実施状況についてのアンケートに関する委員会決定が、本年3月11日に発表されている。

(2) 世界及び EU 以外の地域に係る規制等の動向

世界銀行の採掘産業レビュー

国際鉛亜鉛研究会事務局のエコノミスト Pinizzotto 氏から、同研究会の経済環境委員会において、2004年1月に提出された「世界銀行の採掘産業レビュー(EIR)」についての報告があった。

2001年より見直しが行われていたEIRの最終報告書に関し、2004年3月、世界銀行の Wolfensohn 総

裁は、世界銀行としての公式な対応決定を先送りした。EIR の勧告としては、以下の内容が出されている。

- ・プロジェクトが世界銀行の使命である貧困の解消にどう繋がるかに焦点を当て、この点の十分な評価が必要であること
- ・環境に対する累積的影響や関連する社会経済問題といったプロジェクトの全体論的かつ多次元のアセスメント実施
- ・2008年以降、自然や野生生物保護地域・計画地域における石油・ガス、鉱業プロジェクトには融資しないこと
- ・選鉱廃さいの海洋廃棄を行うプロジェクトへの支援禁止
- ・開発時から閉山対策が十分準備されていることへのガイドラインを開発すること
- ・人権保護政策を開発すること

鉱業界側の EIR に対する反応として ICMM は、最終報告書にある持続可能な開発における鉱業の役割に関する判断はバランスを欠いており、同報告書は多くの利害関係者と考えを共有していないとの意見を示している。

しかしながら、国際鉛亜鉛研究会としては、仮にこの EIR が実施されたとしても、発展途上国及び社会主義から市場経済への移行中の国における鉛・亜鉛関連プロジェクトは、今後も行われ、鉛・亜鉛産業界が、従業員の研修または公的サービス(教育、衛生、水質、運輸、エネルギーやインフラ)への十分な投資により、プロジェクトを推進することは可能で、こうした社会・経済的な問題に産業界が対応することで、世界銀行は、引き続きこの分野への金融支援を行い得ると見ている。

また、国際銅研究会の環境経済委員会でも、研究会事務局より、銅セクターが影響を受ける国際イニシアチブのモニタリングの一環として、世界銀行の採掘産業レビューをめぐる動きについて以下の説明がなされた。

EIR 実施者である Dr. Salim と世銀の Wolfensohn 総裁は、4 月 19 日にパリで会談を行い、以下の共同声明を発表した。

- ・世銀と EIR チームは、貧困の軽減、環境の保護、人々の生活改善、公平な成長支援への責務を果たすという点で、同じ原則をシェアする
- ・EIR 報告は、大変有益な文書であり、将来の議論や行動のよい土台とみなされる
- ・採掘産業プロジェクトが貧困削減に貢献することを確保するための重大で可能な条件に幅広く合意
- ・さらに議論が必要ないいくつかの課題が残っている

次の会談は世銀としての正式な対応を決める前、本年 6 月に予定されている。

その後の 6 月 21 日、世銀はこの EIR に対する対応案を発表。この中で、EIR で様々な制限が提案されていた採掘産業に対する世銀の投資は、より選択的にはなるものの、EIR に述べられている禁止を一概に行うのではなく、プロジェクトをより精査することで今後も続けると表明。この対応案は 30 日間のパブリックコメントの後、正式決定のために世銀の Board かけられる予定である。

採掘産業の資金透明化イニシアチブ

国際鉛亜鉛研究会の経済環境委員会において、英国国際開発省 (DFID) の政策アナリスト Darby 氏から、英国提唱の「Extractive Industries Transparency Initiative 資源産業からの資金の透明化」(以下 EITI) について説明があった。

EITI は、世界の採掘産業とこれを規制するホスト国政府の双方において、そのガバナンスとアカウンタビリティの原則を浸透させる試みであり、2003 年 6 月、英国ブレア首相の主催で、70 か国政府、140 人の代表が参加し、基本的な EITI 活動についての話し合いが行われた。同年 12 月に世界銀行が同イニシアチブを了承し、途上国政府と共に取り組むと

公約。ただし世銀からどのような協力を得られるかは未定である。

英国政府は、先進国・途上国政府に対して、EITI 参加への自主協定 (Voluntary Compact) の締結を呼びかけてきている。現在では、アゼルバイジャン、ガーナ、ナイジェリアが自主協定に締結。更に、チャド、サントメ・プリンシペ民主共和国、東ティモール共和国、トリニダード・トバゴ共和国が EITI 協定に加わる見込みである。石油・天然ガス産出国からの参加が多く見られ、金属鉱業国はガーナのみであるが、長期的投資環境を整えるには同イニシアチブには利点がある。

IMF、世銀、国連が、統計を照合する役割の機関候補として挙げられている。EITI 実行の次の段階として、今後は国際的イニシアチブの形にするため、推進役を英国以外の国に広げていく方針である。

日本の廃自動車法

国際銅研究会の環境経済委員会において、研究会事務局より、日本の廃自動車法について報告があった。

日本の廃自動車のリサイクルに関する法律は、2003 年に可決され、同法律は自動車メーカーや輸入業者に (確立しているスクラップ金属リサイクルに加えて) 廃棄前にエア・バッグ、エアコンに使用したフッ化炭素、自動車シュレッダーダスト (ASR) をリサイクルすることを要請している。

銅にとって重要なのは、ASR に含まれる主に銅線由来の残留銅である。この銅は将来回収することができる。この法律は 2004 年末までに完全実施予定であり、リサイクルスキームを支える費用負担に関しては、新車購入時にリサイクル費用が購入者から集められる。加えて、この法律が施行される前に購入された自動車には、車のオーナーが法的義務である車検を受ける際に、リサイクル費用が課せられることとなっている。

中国の廃電気・電子製品に関する法律

国際銅研究会の環境経済委員会において、研究会事務局より、中国の廃電気・電子製品に関する法律について報告があった。

中国の国家環境保護庁と国家経済貿易委員会は、中国における電気製品のリサイクルに関する新しいガイドラインと規則を発表した。2003年12月、中国では既に、テレビ、携帯電話、照明、おもちゃ、医療機器、火災報知システム、縫製機器、ATM 機器等多くの製品に対する返済可能な保証金制度導入を含む引取り義務が実施されている。これらの製品の製造業者には、EU の有害物質規制に関する指令 (RoHS) をベースにしたいくつかの重金属や2つの臭素化防炎剤の段階的禁止も要請している。

米国の電子製品リサイクルに関する製品スチュワードシップ・イニシアチブ

国際銅研究会の環境経済委員会において、研究会事務局より、米国の電子製品リサイクルに関する製品スチュワードシップ・イニシアチブ (NEPSI) について報告があった。

米国電子工業の代表者たちは、国家規模での電子製品の持続性があり、公正で柔軟なリサイクル活動を行うことを、政府や環境グループとともに支持した。製造業者は、国家規模でのリサイクル計画を実施する費用負担のフレームワークを開発し、NEPSI は、議会で推薦される予定である。電子工業界は、販売時点でのリサイクル・コストを付加する、あるいは製品にリサイクル・コストの付加をしないですむ選択肢をメーカーに許すという内容の規制案の作成を進めている。この中で、製造業者は、「代わりのスチュワードシップ計画」を策定することで、彼らのリサイクル責任を集团的か個別に果たす柔軟性が与えられる。これらの「計画」は、製造業者がどのようにして EPA や他の中立団体が設定した回収・リサイクル目標を満たす又は超えるかについて証明する必要がある。最近、カリフォルニア州とメイン州では州レベルの電子製品リサイクル法が可

決され、さらにいくつかの州で追従が予想されている。

2. その他環境に関する動向

非鉄産業界における「製品の管理：Product Stewardship」

国際鉛亜鉛研究会の環境経済委員会において、ICMM の Director の Atherton 博士から非鉄産業界における「製品の管理：Product Stewardship」に関する講演があった。

ICMM は、ICMM の持続可能な開発についての枠組基本原則第8条 (責任ある製品設計、使用、再使用、リサイクル、廃棄が行われるよう奨励し推進する) に基づき、非鉄産業界における「製品の管理：Product Stewardship」を実施している。この概念は、鉱山、製錬、そして使用済みとなった製品の管理 (Cradle-to-Cradle) 及び原料の管理 (Material Stewardship) を含むものであり、4月に東京でワークショップを開催した。同概念は、まだ準備段階の提案であり、今後、リスク評価、利害関係者との十分なコミュニケーションを通して、具体的な製品開発の管理に取り組むため、5月に ICMM メンバー間でこの政策に関する会合が開催され、詳しく話し合われた。この概念は、また、ISO14001 の延長として取り組むことも理論的には可能である。

ICMM は、今後はこの概念を基に、非鉄産業界において原料循環の管理責任の役割を果たすことを目標としており、ICMM メンバー企業によってこの概念が実施されることを目指している。

グローバル・リポーティング・イニシアティブ - 鉱業・メタル産業用増補版

国際銅研究会の環境経済委員会では、研究会事務局より、グローバル・リポーティング・イニシアティブ (GRI) と ICMM が関係者によるワーキング・グループを立ち上げ、持続的発展のための報告ガイドラインの鉱業・メタル産業用増補版を策定する動きがあることが報告された。

GRI と ICMM は、会社のための 2002 年 GRI 持続的発展の報告ガイドラインに関して、鉱業・メタル産業用増補版を作成するために、多様な関係者による作業グループを設置した。グループの作業状況を要約した文書が、4 月 8 日に発表され、4 月 27～28 日に約 90 日間の正式なパブリックコメントを始めるためのドラフトが出されている。最新の文書には以下のことが述べられている。

- ・(例えば、マテリアル・スチュアードシップ、透明性、廃棄物の定義、社会的問題など課題を含む)鉱業・メタル産業により特有な説明を助けるための現存する GRI パフォーマンス指標に関するコメント
- ・関係者による取り決め、リスク・マネジメント・アプローチ、影響アセスメントといった事項を報告することで発展させられる鉱業・メタル産業の特別な側面
- ・新しい鉱業とメタル産業特有の指標の提案(例えば、収益マネジメント、生物多様性、人権と原住民、ビジネス倫理、再植民と土地の権利、閉山と緊急時の準備といった課題にも取り組むものとしての指標の提案。)

リサイクルの経済的及び環境的評価

国際鉛亜鉛研究会事務局の Burrell 氏より、同研究会の経済環境委員会において、リサイクルに関して以下のような報告があった。

金属のリサイクルにおいて、経済政策と規則は重要である。鉛のリサイクルでは、使用済みの酸化鉛バッテリーの鉛含有量が 60%で分離しやすいことからリサイクルが定着しており、同研究会のデータによれば、2002 年に西側世界における 2 次製錬による鉛の生産は 309 万 t である。使用済み酸化鉛バッテリーの収集は、国により異なりデータも不足しているため、どの収集方法がもっとも効率が高いかは分からない。

亜鉛のリサイクルの場合、亜鉛の殆どの用途はめっきであるが、めっき製品の全体の重量の中での亜

鉛の量は 2%以下であることからリサイクルが難しい。2002 年の西側世界における 2 次製錬による亜鉛生産は 209 万 t である。したがって、亜鉛の RIR (Recycling Input Ratio:地金生産量全体に対する 2 次生産の比率)が上がることは難しいだろう。また、亜鉛の RER(Recycling Efficiency Ratio:リサイクル可能な理論上の供給量に占める実際 2 次生産した量の比率)を算出するために、2 次原料となる亜鉛の流れとその収集過程の正確な統計を調査する新たなプロジェクトが、欧州国際亜鉛協会と共同で進行中である。

国際鉛亜鉛研究会は、これまで他の金属研究会と共に、鉛と亜鉛のリサイクル率(RIR、RER)算出のための研究を実施してきており、2003 年には、国際亜鉛協会の協力を得て亜鉛リサイクルへ向けて、製品寿命サイクルのデータ改善、世界の 2 次鉛・亜鉛生産能力の詳細ディレクトリーの完成、そして英国における 2 次鉛の流れについての研究を国際鉛開発協会と共同で着手している。

廃自動車規制の影響に関するケース・スタディ

国際銅研究会事務局は、規制導入の結果として、製品への銅使用に対する影響を特定化するためケース・スタディを実施。今回は、EU、日本、米国で進みつつある廃自動車規制等について、研究会事務局がドラフトを作成した。

ドラフトでは、暫定的な報告として以下の主要な課題が報告された。

・将来のスクラップ発生量

1 年間にシュレッダーにかけられる、あるいはリサイクルされる車の数は、EU7～8 百万台、日本 4～4.5 百万台、米国 12.5～13.5 百万台で、一台あたりの重量が EU と日本が 1,000～1,200kg、米国が 1,200～1,400kg、銅及びその合金使用割合が EU1.0～2.2%、日本 NA、米国 1.4～1.5%と紹介された。(この数字から、EU で 7.0～21.1 万 t、米国で 21.0～28.4 万 t の銅及びその合金スクラッ

ブが廃自動車から発生していると推測される。)

・現在及び将来の自動車材料構成とそのリサイクルへの影響

1990年から94年の自動車における材料構成は、鉄及び鉄鋼が65%、アルミが6%、銅・鉛・亜鉛が3%、その他が26%となっており、この10年で、鉄及び鉄鋼が減少し、アルミや他の材料、特にプラスチックが増加。銅については、銅線等でやや増加傾向であることが述べられた。

・解体・リサイクルのための製品デザイン

欧州委員会では、EU自動車メーカーに対して、新車はその使用期間を終えた後リサイクルしやすいようなデザイン基準を決める技術的ルールを提案していることが説明された。

・シュレッダーダストからの銅リサイクル

現在、自動車シュレッダーダスト(ASR)のほとんど(西欧では約80%)が埋め立て処理、残り(西欧では約20%)がエネルギー回収に使用されている。廃

自動車規制が施行されるに従い、今後はASRからの材料リサイクルの進展が期待されることが説明された。

・有害物質禁止の影響

有害物質の使用規制では、銅の場合、鉛の使用規制が重要な意味を持つ。平均的な乗用車で、8~12kgの鉛を含む銅合金が使用されており、その中の鉛成分は重量比で0.2~10%となっている。これらの銅鉛合金は、使用が避けがたいものとしてこれらの規制から除かれるべきであるが、将来には規制される可能性があることが説明された。

今後、本問題に関心ある組織・機関(関係協会、自動車メーカー、スクラップ・リサイクル業者等)と連携し、リサイクル・パフォーマンスの定量化、詳細な分析等を実施していく予定であることが報告された。

(2004. 6. 24)